

大正期国民新聞と「民衆化」

有 山 輝 雄

1

大正期ジャーナリズムが直面した最も重要な問題は、社会の大勢として進行してきた「民衆的傾向」「民衆化」などと呼ばれた現象への対応である。日比谷焼打事件、憲政擁護運動、シーメンス事件などにおける大規模な都市民衆の運動は、「民衆的傾向」の劇的な表れであった。民衆が政治の舞台に登場したのである。これに注目して、「中央公論」1914(大正3)年4月号は、「民衆の勢力によつて時局を解決せんとする風潮を論ず」という特集を組んだ。ここでは、楽観論や悲觀論など民衆運動に対する評価は分かれたが、政治の「民衆化」は各論者共通の時代認識であった。それは、「中央公論」特集だけでなく当時の論壇のほぼ共通認識であり、丸山幹治も「日本及日本人」誌上で「吾人は明治の末に勃興したる民衆的傾向が、大正に入りて一層鮮やかなる色彩を帯びて政治上に現はれしを看過する能はず。増師問題に対する国民的反抗の如き、決して事件的に騒がしからざるも、其の底に流るる思想は世界の風潮に通ず」と論じていた。⁽¹⁾「民衆的傾向」は、政治だけではなかった。文学や芸術でも、民衆が大きなテーマとなり、⁽²⁾「民衆芸術」論争が多くの知識人を巻き込んで闘わされた。社会の様々な分野に民衆が登場し、それへの対応が大きな問題となったのである。

こうした「民衆的傾向」は特に政治の局面で深刻な問題となった。都市暴動というかたちで政治の表舞台に登場してきた民衆は直接的には治安の問題として意識されたが、それだけでなく民衆をなんらかの方法で政治に組み込んでいく必要が感じられたのである。「民衆化」の趨勢に対応する政治統合の在り方につ

いて、ジャーナリズムでも様々な議論が展開されることになった。しかし、ジャーナリズムにとって、特に新聞ジャーナリズムにとって、「民衆化」は議論すべき主題であったばかりでなく、自らの存在基盤にかかわる問題であったのである。第一に、「民衆的傾向」のなかで、これまで以上に広範な民衆を読者とすることになった新聞は、否応なくそれまでとは異なった政治機能を果たすこととなる。新聞ジャーナリズムは、自らの政治的機能について、改めて再検討を迫られることになったのである。第二に、「民衆的傾向」に経営的にも対応していく必要があった。多くの新聞社は、登場してきた民衆を読者として獲得していくために激しい営業的競争を展開することになった。それは、新聞社自体の企業化と表裏一帯であり、ジャーナリズム活動の変質をもたらすことになる。新聞ジャーナリズムは、これら密接に連関した二つの問題に対応していかねばならなかつたのである。

本稿で論じようとするのは、「国民新聞」がこれらの問題にどのように対応していくこうとしたかである。まず最初に注意する必要があるのは、徳富蘇峰が「民衆化」の傾向にきわめて敏感なジャーナリストであったことである。蘇峰は「平民化」「平民主義の旺盛」などの用語で社会変化を表現したが、それらの言葉は、かつて『将来之日本』等の著作で彼が提示した限定的意味ではなく、ややラフに「民衆化傾向」を指して用いられた。⁽³⁾ 彼は、既に明治30年代に「社会が平民的になると、注意す可き危険の一つは、人間万事の平凡化是れ也」と「平民化」を「平凡化」という観点から論じ、社会変化の一側面を鋭く指摘していた。⁽⁴⁾ しかし、蘇峰が民衆の問題を強い危機感をもって意識する契機となったのは、日露戦争であったと考えられる。日露戦争は、日清戦争と比較しても遙かに大規模な人員と物資を動員した戦争であった。蘇峰も、「今回の戦争か、国民的戦争たりしこと」⁽⁵⁾を指摘している。「国民的戦争」であるが故に、蘇峰は戦争中「举国一致の精神を鼓吹」⁽⁶⁾することに全力を傾注し、民衆意識の動向に注意を払っていたのである。ところが、旅順陥落にも「我が国民が、何故に此の如き愉快なる時節に、静まり廻へり居る」、「我が青年学生が、国事に冷淡なる」「奇異の現象」を見出し、驚き且つ慨嘆することになった。

日露戦争後発表した論文では、「我帝国に於ては平民主義は日一日より其勢力

を伸長しつつある。されば今後の政界に於て其経綸を行はんと欲するものは平民政義と接触すべき必要がある。一步を進めて云へば自ら平民政義の代表者となり、統率者となり、平民社会の心と活力とを提げて以て國運の発達を計るべきより外に道はないと思ふ」と時代の趨勢を展望し、「帝国主義なるものは其根底を国民の上に置かねばならぬものである。国民と云へばクラスではなくしてマスである。階級でなくして衆庶である」と論じている。⁽⁹⁾ 蘇峰にとっては、日露戦争後の日本の課題は一層の帝国主義的發展であり、そのためには「平民」の動員が必要とされたのである。しかし、この段階では、蘇峰も具体的に「平民政義」の政治形態を構想するまでには到らず、時代の趨勢を感じたにとどまっていた。

また、彼は「平民政義」の肯定的側面ばかりではなく、否定的側面をも認識していた。何故なら、蘇峰は民衆の登場を劇的に示した1905年の日比谷焼打事件を被害者として体験したからである。そこでは、否応なく他のジャーナリストよりも民衆の問題を痛切に意識せざるを得なかった。そして、蘇峰は日比谷焼打事件に爆発した民衆の秩序破壊的行動が、日露戦争中に彼が触感した「国事に冷淡」な意識と通底していることも感じていたのである。

こうしたた蘇峰の時代認識は、大正政変における再度の痛切な体験によって一層深刻なものになった。周知の通り、大正政変においても大規模な群衆が出現し、国民新聞社は再び焼き打ちにあい、大きな被害を受けることになったのである。この際も、蘇峰は事前に、「今や反抗的空気は、社会の各部に充満しつつあり。彼の閥族退治杯を大声疾呼するは、要するに此の反抗的氣運の政界の一角に発洩したるに過ぎず」と、社会全般に起きている「人心の變化」「精神的瓦解」を察知し、警鐘を鳴らしていた。⁽¹⁰⁾ そして、予想通り蘇峰自らが、「反抗的空氣」の標的となったのである。彼は、「民衆的傾向」自体は教育水準の向上等の社会的諸条件がもたらす趨勢として承認していたが、それが「国事に冷淡」「反抗的空氣」に象徴される「人心の變化」と相乗的に進行していく傾向に強い危機感を抱いていたのである。しかも、「反抗的空氣」は制度のどこにも吸収されず、焼打などの「街頭の物論」として突発的に噴火爆発する。個々の爆発はそのつど鎮火できたとしても、その深奥にあるふつふつたる「人心の變化」が問題であった

のである。それは、国家統合全体を動搖させていく危険性があった。憲政擁護運動などで民衆を煽っていた政治家・新聞記者などよりも、蘇峰は民衆意識の動向に対して鋭敏な認識をもっていたと言えるだろう。

蘇峰にとって、「平民政義」は、「国運の発達」のための基礎でもあり、また同時に秩序破壊の要因でもあるという両義的意味を持つことになった。そして、彼は、この両義的課題と格闘していくことになったのである。

大正政変後「立言者」を自認するようになった蘇峰の言論活動は、「平民政義」の統率と「精神的瓦解」の回復に向けられることになった。「国民新聞」のく日曜講壇欄、『時務一家言』、『大正の青年と帝国の前途』等の著作や論文の最も重要な主題も、ここにある。しかし、蘇峰からすれば事態は一層悪化していくことになった。それは、1918(大正7)年に全国を大騒乱に陥れた米争動である。米騒動が勃発するや、蘇峰は異例なかたちで「閣臣の責任を問ふ」「社会の危機」「君徳の発揚」「先決問題」という論説を4回連載し、激しく事態の深刻さを訴えた。⁽¹²⁾ここでは、無為無能のまま大騒擾を招いた寺内内閣の責任を追求し、即刻辞職を要求したが、そのような当面の対策にとどまらず、「今日の病は、社会の内蔵」にあることを説き、それこそ「深憂大患」であることを主張した。それは、「社会の内部に醸釀、醸酵しつつある生活の不安、信仰の不定、悒鬱の情、不平の気が、外来の危険思想と抱合、結晶して、漸次に一大危機を構成する」ことであった。これを未然に予防するためには、「皇室中心主義を経とし、平民政義を緯とし」「政府自ら進んで国家社会主義を実行する」ことが必要だと主張したのである。前年来の「人心の変化」は、民衆の生活問題と結合することによって一層重大な事態となり、「社会の危機」と認識されることになった。ここに至って、蘇峰の危機感は一段と深刻となり、またそれへの対応が真剣に取り組まれることになったのである。

こうした「人心の変化」と連動して進行する「平民政義の旺盛」は、「立言者」である蘇峰が政治問題・社会問題として答えていかねばならない課題であつただけでなく、彼の活動の基盤であるジャーナリズム自体の課題でもあった。「平民政義の旺盛」状況の中で、ジャーナリズムの機能を探っていくかねばならなかった

のである。

蘇峰は、「世界は長足に平民化しつつある也。止に政治上ののみならず、社会全般の趨勢に於て、然る也。此の趨勢に乗して、平民政義の鼓吹者たるもの、實に新聞紙に若くはなし」と、新聞が「平民政義」の大勢に乘じていく傾向を基本的に肯定していた。かつて 1897(明治 30)年欧米巡遊から帰国後、蘇峰は「国民新聞」を「率ゆるものと率ゆる新聞」として英國の「タイムス」をモデルとする高級新聞(Quality Paper)としようと試みたことであった。それは結局失敗に終わったが、「率ゆるものと率ゆる新聞」を新聞の理想と考えたことであったのである。さらに、日露戦争後は新聞を「数の波に乗せて見度い」と考え、部数拡大のため紙面「世俗化」路線をとったが、それも当初は經營再建のための「先づ当分の中」の方便とされていた。⁽¹⁴⁾ 彼の新聞像は、社会状況や彼の政治活動によって揺れ動いていたのである。しかし、この時期には動かし難い「平民化」の傾向のなかで高級新聞志向は放棄され、新聞の「平民化」を肯定したうえで彼のジャーナリズム論がたてられていた。「新聞の社会に於ける勢力、斯く劇増し来ると同時に、其の読者の性質、自ら一変し、其の配布せらるる範囲亦自ら拡大せらる。往時、書斎に於て、有職階級の伴侣たるに過ぎざりし新聞は、(中略)今や總て⁽¹⁵⁾の階級に於ける、生活上の必需品となれり」と読者拡大を肯定的に述べている。それは、蘇峰の対抗者であった陸羯南が大勢に乘じることを飽く迄拒否したのとは対照的である。

実際、明治末期から新聞界の大勢は営業競争のなかで読者底辺の拡大に進み、事実として新聞の「平民化」は既に実現しつつあったのである。「国民新聞」においても、一時的方便であった「世俗化」は若干希釈されたものの定着し、部数拡大が推進されていった。それを駆動しているのは企業の理論であったが、蘇峰としても、この既成事実を承認せざるをえなかったのである。ただ、彼はそれだけではなく、「平民化」状況にジャーナリズムとして積極的に対応しようとする発想が存在したのである。

しかし、新聞の「平民化」を承認しながらも、反面では「其の流弊として、動もすれば群衆心理に制せられ、却て其の偏僻に迎合し、其の害悪を助長するの虞

なしとせず」という強い警戒心も存在していた。特に、「新聞の社会に於ける勢力、斯く激増し来る」状況だけにその「流弊」の影響も大きい。蘇峰は、特に英米の事例をもとに企業化した巨大新聞が持つ影響力を危険視していた。「新聞紙が単に街頭の輿論を代表するまでは左程畏れるべきではないが、更に一步を進めて輿論を製造し、街頭の輿論を思ふやうに作為するに至つては、實に恐るべきものである」というのである。⁽¹⁶⁾直接言及しているのは、ノースクリフやハーストの例であるが、蘇峰が日比谷焼打事件や大正政変における新聞の民衆煽動を念頭に置いていたことは推測に難くない。

彼には、「社会多衆は、甚だ善導し難からざると同時に、亦甚だ欺罔、蠱惑し易きものあるが為めにして。一たび其機微を誤るときは、則ち国家国民の運命に関するの、大憂患を速くことなき能はず」という民衆觀が根深く存在していた。民衆は、外部からの煽動によって容易に「暴民」「街頭の物論」に転化し、破壊的作用を及ぼすのである。しかも、それは「社会多衆」の本性であるから、完全に除去することは困難である。従って「危険は輿論にあらすして、輿論を煽揚する煽民家に存す」ことになる。⁽¹⁷⁾「煽民家」となりやすいのは、「危険思想家」や政治家は無論であるが、それ以上に危険なのが新聞と新聞記者である。しかも、はじめから「煽民」を目的とする「危険思想家」の機関新聞よりも、営業的動機から「群衆心理に制せられ、却て其の偏僻に迎合」する営業的新聞のほうが影響力も大きく危険であった。それは、「有職階級の伴侣」であった新聞の果たす機能ではなく、「群衆の生活と離るへからさる必要品」となった新聞の機能であった。蘇峰の観点からすれば、日比谷焼打事件等は、「暴民」に転化しやすい民衆心理とそれに迎合する営業的新聞が相乗的に働いて引き起こした典型的の事件であった。しかも、民衆の「偏僻に迎合」する言論や報道は、焼打事件等に突発的に發揮されるだけでなく、日常的に民衆の生活の様々な面に浸透していくのであるから、その影響力は深く大きいとみなされた。「専横と云つても、政党のは單に政治上に止まるが、新聞は政治上ののみならず、總ての人間の生活及思想に關係するのであるから其影響や實に非常のものがある」のである。⁽¹⁸⁾

このように「平民政義の旺盛」状況のなかで、かつてと比較すれば大量の読者

を獲得した新聞は、自らに内蔵されている営業的動機とあいまって計画的であると否とにかくわらず、「煽民」的に傾斜しやすいというのが蘇峰の見方である。これに対し、蘇峰が改めて強調したのが、「新聞記者の天職」である。「新聞記者の天職」とは、第一に「新聞は天下の公器であることを忘れてはならない」ことであり、第二に「自らの力の有る無しは別問題として、新聞記者たるものは須く民衆の指導者を以て任すべきである。即ち民衆より指導せらるべきものでなく、自ら彼等を指導すべきものである」ことである。⁽²¹⁾新聞は「平民的な趨勢」に乘じながらも、民衆に迎合するのではなく、「天下の公器」として「民衆の指導者」であるべきだというのである。「指導者」としての新聞という主張自体は、決して新しいものではない。創刊当初の「国民新聞」が目指した「独立新聞」像にも、指導者意識は存在していた。「独立新聞」は、決して輿論に迎合せず、自己の信条によって輿論を指導しようとしたのである。ただ、「独立新聞」は知識読者層を想定し、その指導者意識も知的読者からの様々な反応との緊張関係の上に成立していた。しかし、「平民政義の旺盛」状況での指導者意識は、暗黙に読者を知識の低い、無定形の存在と位置づけ、それに大きな影響力を持つ新聞が上から指導するという意識である。一部の社会上層を指導する「率ゆるもの」を率ゆる新聞ではなく、「平民政義の旺盛」状況のなかで、上からの「民衆の指導者」として新聞・新聞記者像を再構築しようとしたのである。

蘇峰にとって新聞・新聞記者が「民衆の指導者」と任じ得る要件は、第一に「平民政義の旺盛」状況に伏在している問題を先取り的に看取し、主導的に提示できることであった。第二には、自らに内在している「一人でも多くの読者を得たい、一枚でも多くを売りたいと云ふ考え」を制御することであった。このような新聞論は、一般論として提示されているのであるが、言うまでもなく最も適格な新聞こそ「国民新聞」であり、そこに他の群衆煽動の前科をもつ営利新聞と異なる「国民新聞」の独自性があると考えられていたのである。第二の営利性の問題は後述するととし、最初に議題の看取と提示の問題を探り上げることとする。

「精神的瓦解」と絡みあいながら進行する「平民政義の旺盛」傾向に対し、蘇峰が国民統合の回復としてまず強調したのは、「皇室中心主義」「君徳の発揚」で

あった。「我が国民の挙国一致なるものは、只だ皇室を中心として一致する」のであり、「君徳の人民に於ける、猶ほ膏油の如し。一たび之を注げば、各個機關、各種階級の扞格、牴牾、衝突、軋轢、即ち円満、平滑と為る也」とされたのである。しかし、蘇峰は、こうした精神主義の強調だけでは乗り切れないことも充分承知していた。そこから唱えられたのが、「平民政義の旺盛」を誘導する制度としての普通選挙の主張である。

徳富蘇峰と「国民新聞」は、普通選挙問題を他の新聞に先駆けて見抜き、かつ大正中期以降は最も熱心に主張した。無論、普通選挙運動は明治期から続けられており、その中核には新聞記者が重要メンバーとして参加していた。⁽²³⁾しかし、それら新聞記者の活動は個人としての参加であり、新聞社の方針に基づくものではなかったが、国民新聞社の場合は社長徳富蘇峰を筆頭とする活動であった。

徳富蘇峰においては、時代状況に対する彼の危機感の深まりとともに普通選挙論が固まっていた。しかも、民衆の政治参加の必要性を早くから認めながら、普通選挙即時実行を主張するまでには、極めて慎重な足取りであった。彼は、「平民政義の旺盛」状況への危機感から民衆の政治参加を構想した。しかし、彼の抱く危機感とは、民衆の「精神的瓦解」であるから、その民衆への選挙権付与には逡巡せざるをえないである。

まず、日比谷焼打事件を経験した時点では、前述の通り一定の危機感は持っていたが、それは民衆の政治参加の方向には向かわず、普選についても否定的であった。1910(明治 43)年には、「選挙権を漸次下層に拡大するは、立憲政治の上より之を見れば、甚だ喜ぶべき事なりと雖も。其の前提条件として、政治的教育の普及と、社会の諸階級の調和とを、全くせざれば、遂に其の困厄を招かざるべからず」と、選挙権の拡大にも消極的であった。⁽²⁴⁾さらに、普通選挙法案が衆議院を通過した後の 1911(明治 44)年でも、「我が國の現行制度の如きも、名は制限選挙といふも、制限の最も軽きものたり」と、普選実行に重要性を認めていなかったのである。蘇峰の抱いていた民衆への不信感が、普通選挙への懐疑的態度を生み出していたと言えよう。

ところが、大正政変の経験が、彼の危機感を一層深め、民衆の政治参加の誘導を唱えるようになったのである。蘇峰は、1913 年(大正 2)年 12 月刊行の『時

務一家言』において、「民心を塞くは、河流を塞くよりも難し。吾人は其の弊害を防止せんと欲して、却てそれよりも重大なる禍乱を喚起するの愚を、繰り返す可らず。果たして然らば、由る可き道は、唯た輿論をして聰慧ならしむるにあり。輿論を聰慧ならしむるは、只た我が国民を教養し、自ら濫に及はらしむるにあるのみ。是れ迂に似て迂ならず」「夫れ教育を施したる後に於て、選挙権を與ふ可き乎。抑も亦た選挙権を與へて而して後教育す可き乎。是れ急漸論の分岐点にして、必らすしも一方に拘泥するを要せず。されど今日の場合は、概ね與ふるを以て教育し、與へて而して教育す」と、普通選挙までは明言していないが、「重大なる禍乱」を予防するため民衆の政治参加を主張するようになつた。⁽²⁶⁾

ちなみに、この時期から普選を主唱し始めた新聞に「万朝報」がある。「万朝報」は憲政擁護運動等において最も急進的立場にあり、民衆の運動を熱烈に呼び掛けたが、それ故に運動の限界を最も痛切に認識し、1914年の山本内閣打倒運動において普通選挙を明確に要求していた。⁽²⁷⁾ 民衆の運動を煽るのに最も熱心であった新聞と逆に攻撃的にされた新聞が、民衆の政治参加の必要性に早期に気づいたのである。両者は、対照的な視点から状況に潜在している問題を看取したと言える。

さらに、シーメンス事件後には、「何人が出で来るも、日本は近き将来に、普通選挙制を施行するは、避く可らず。何人が出で来るも、日本は多少の苦痛を忍びても、陸海軍備を充実せしむるは避く可らず。(中略)外に向ては帝国主義、内に於ては平民主義は、是れ帝国の二大綱領にして、之を貫通するに皇室中心主義を以てす。是れ帝国皇猷の三位一体也」と明確に普通選挙の必然性を主張するようになった。⁽²⁸⁾ しかも、「帝国主義」、「皇室中心主義」と三位一体と唱えられた如く、普通選挙による政治統合の回復はたんなる復旧ではなく、日露戦争によって世界列強の一角を占めた日本が一層の帝国主義的拡大を目指すための基盤の拡大強化とみなされたのである。ただ、ここでも普選の必要性、必然性の主張であり、早急な実現を唱えたのではない。依然として、普選の早期実現には慎重であったのである。

しかし、1918年に米騒動が発生し、蘇峰は前述した通り国内状況に一段と深

刻な危機感を持つようになった。それを契機に、「国民新聞」は普通選挙論にもう一歩踏み込むことになった。それでも急転換したわけではなく、次第に普選論の声を高めていき、遂に普選の早期実現論に固まっていったのである。1918年10月11日の社説「選挙権の拡大」では、「政党内閣は出来たり。選挙権の拡張は如何。若し徹底せる見地より言へば、普通選挙ならざるべからざれども、実際政治には、一足飛は禁物なり。国民は当分或る程度に於ける選挙権の拡張に甘んぜざるべからず」と、長期的には普選実現としても当面は拡張という漸進論を唱えていた。しかも、社説での選挙制度を巡る議論は、当時政党間の争点となっていた選挙区制の問題に向かいがちであった。だが、この時期、普選論もしばしば紙面に登場するようになった。1918年11月19日には、「平等主義の要求は、政治上に於ては普通選挙の実施、経済上に於ては労働組合の解放を叫ぶの声となる。(中略)選挙法改正に於て、納稅資格の僅か許りの低下や、内務省の救濟事業調査委員会を以て、労働問題に触れんとするが如きは、時勢を解せざるの甚だしきもの也」と、原則的にはあくまで普通選挙であり、時勢を理解しない原内閣を攻撃した。また、参事中島氣崕は、「選挙権を拡張して彼等(引用注: 国民の意)に普く政治的権利を與へ、且つ之を訓練陶冶して以て国家支柱の責任を負はしめ、一面に自家の権利と利益とを擁護すると與に、又益々報國尽忠の観念を養成せしむるは、今日の急務にあらずして何ぞや」と普選実行を主張していた。⁽³⁰⁾

1919年(大正8年)に入ると、普選論は次第に強くなったが、主に普選論に立つ外部寄稿者を起用して主張を展開させるという編集方法をとっていった。その場合も、蘇峰の立場に近い「皇室中心主義」による普選論者を多く用いている。上杉慎吉の「普通選挙論」は典型的である。また、衆議院議員黒須龍太郎も普通選挙論を「皇室中心の普通選挙と民主主義普通選挙との差別がある」としたうえで、「予の普通選挙論は、国論を基礎とし、皇室を中心とする君民同治の実を擧げんとする微衷に出るものである」という普選論を紙上で展開したのである。⁽³¹⁾さらに、「当面の問題」と題された投書欄には「選挙問題投書歓迎」と注記し、普選問題に関する投書を求め、読者意見を探りをいれようとしていた。求めに応じた投書には普選賛否が明確でないものもあり、統計的に処理できないが、時

期尚早論もあるものの実行論が大勢をしめていた。ともかくも、このような「国民新聞」の編集方針は、原則的には普通選挙実行論に立ってはいるが、極めて慎重にことを運ぼうとしていたことを示している。社説で普選を論じても、正面から普選即行を主唱するよりも、普選の影響を予測するという調子である。⁽³²⁾ これには、この時期、蘇峰が病氣静養中であり、留守を預かる社員は社論の指導権を発揮できないという事情があったであろう。しかし、それだけでなく、国民の政治参加を制度化する普選の必要性を認めながらも、その影響を現実的に計量しようとする態度の表れであろう。

慎重に議論を進めてきた「国民新聞」の普選論が、明確に即時実施論を表明したのは、1919(大正8)年の夏頃からである。それは、パリ講和会議報道に特派されていた馬場恒吾外報部長が帰国し編集局長に就任し、社論を主導し始めたことが直接的契機であると見られる。⁽³³⁾ 馬場は、パリ講和会議において世界的なデモクラシーの風潮と労働運動の高まりを見聞すると同時に日本代表団の官僚主義に失望し、国内にもデモクラシー・労働運動の風潮を吹き込もうとしたのである。彼は、6月に帰国するや、「改造の叫び」「改造第一歩」「普通選挙」「労働問題」といった長文の論説を次々に連載した。⁽³⁴⁾ さらに8月18日には、伊藤正徳(時事新報)、中野正剛(東方時論)等のパリ講和会議特派記者や若手代議士などとともに、改造同盟と称する団体を組織し、実際運動に乗り出した。改造同盟は、世界的なデモクラシーの風潮に刺激され、国内の様々な改造を目指した知識人の団体で、活動目標の第一に「普通選挙の実行」を掲げていた。⁽³⁵⁾ ただ、その実際の活動は演説会の開催等にとどまり、大きな成果をあげたわけではないが、第一次大戦後の「改造」気運を象徴する運動であった。このように言論界全体の普選論においても指導的役割を果たすようになった馬場の普通選挙論は、普通選挙を「人民の力を以て政治を行ふ方法」と捉え、労働者の運動にも理解を示すなど先の黒須の分類から言えば「民主主義普選論」であり、蘇峰の「皇室中心主義」普選論とは立場が異なる。⁽³⁶⁾

一方、蘇峰のほうも、この時期普通選挙論を熱心に主張していた。恐らく、「民主主義普選論」への対抗という意識も存在していたであろう。1919年12月6日の国民新聞一万号に際しては、三日間連載の長文の論文を発表し、「国民新

聞が、年来普通選挙の主張者たりし」を誇り、「吾人は一面に於ては、全国民大動員の準備機関として、他面に於ては、危険思想の安全弁として、普通選挙を主張す」と、自己の普通選挙論を展開した。そして、「但だ吾人と雖も、普通選挙を悪用するの危惧、皆無なりと断言する能はず」と、反面での普選の危険性を指摘し、そのために「普通選挙を絶叫すると同時に、愈よ我が国民教育奨励会の必要を高唱せんばあらず」と一万号記念事業として国民教育奨励会設立を明らかにしている。⁽³⁷⁾ 蘇峰にとっては、普選と国民教育とは表裏一体であり、国民教育奨励方針が固まることによって普選の主張も一層大胆になったのである。

このようにして「国民新聞」は、1919年秋以後普通選挙実行論のキャンペーンを大規模に展開することになった。一万号記念事業の一つとして、「普通選挙実行促進の方法に関する考究」という読者投書の懸賞募集も実施されている。この年前半の投書募集では、「選挙問題投書歓迎」であったのであるから、読者に対する問題提起と投書による輿論誘導にも国民新聞社の態度の変化が窺える。

しかし、その普選実行論には、蘇峰の「尊皇的普通選挙」論と馬場恒吾の「民主主義普選論」とが並存していたのである。こうした紙面の不統一は、直接的には、徳富蘇峰が1919年2月の大病以来引き続き逗子に滞在し時折上京するという状態にあり、紙面全体を日常的に指揮できなかつたことがあるだろう。馬場恒吾は、「私は大正九年頃から、国民新聞の編集局長をしていた。蘇峰氏は一週間に一二度東京に出てくる以外は、大抵は逗子で歴史を書いてゐられた。その間、新聞の編集方面、殊に言論に関する方面のことは、大抵私と、今東京朝日に居る石川六郎君と二人で相談してやつた。偶には逗子に電話を掛けて蘇峰氏の諒解を求めた事もあつたが、急ぐ場合には新聞に出した後に、事後承諾を求めるやうな事もあつた」と、この時期の「国民新聞」編集方針が馬場と石川の主導によって策定されていたと述べている。⁽³⁸⁾

しかし、蘇峰が自己の執筆する論説と「近世日本国民史」にのみ専念していたのは、彼の健康問題だけではなく、蘇峰の見方からすれば馬場等の言論が彼の考え方とそれほど大きな違いがないと見ていたからではないだろうか。逆に、当時の馬場達の側は、自己の思想と蘇峰との違いを意識していたであろう。また、現在、蘇峰と馬場の思想に厳密な思想史的分析を加えれば、両者の相違を見出

すことができるだろうし、二人のその後の軌跡を見れば彼等の思想が多くの対立点を含んでいたことは明白である。だが、当時の蘇峰には、ある程度の違いはあるが大差はないと映じ、馬場の編集方針を許容していたと見ることができるのである。

この時期の蘇峰は、既に社会面や広告面を含めた紙面全体の統一性の維持は諦めていたが、思想問題には敏感であり、その点での紙面監督には充分に意をはらっていた。例えば、1919年(大正8)年9月の宮島真之宛書簡においては、「筆鋒所激、罷業同盟教唆、若シクハ非国民獎励、非日本同情等ノ嫌疑ヲ來タス様ノアリテハ、甚た不本意ニ付、其辺ハ十二分御商量、御尋酌願上候。今日迄ノ所、別段其ノ眞も無之ニ見受候得共」と紙面編集について注意を与えている。⁽³⁹⁾こうした蘇峰から見て、馬場等の普選論は「非国民獎励、非日本同情」とは感じられず、寧ろ「忠君愛國」の方向に働くとみなしていたからこそ馬場等に編集・言論の実質を委ねていたのであるまい。実際、馬場の論文には官僚主義への批判として「改造」等が論じられていたが、同時に「吾々は人民拳国一致の力を以て、皇室を擁護し、帝国を擁護する決心をせねばならぬ。其には先づ官僚の城壁を打破せねばならぬ。是が日本の最も急務とする政治上の改造である」とか「労働運動が政治的色彩を帯びるは当然の行くべき径路である。(中略)而して労働運動を穩健ならしむる焦眉の必要があるに対し、普通選挙以外に何の方法がある」と蘇峰と同様な皇室中心の拳国一致、労働運動激化予防としての普通選挙という論理を備えていたのである。無論、これは、当時の言論の決まり文句あるいは反対派を説得するための修辞と解することもできなくはない。だが、仮にそうであったとしても、いったん表明した論理は結局は自己を縛ることになつたであろう。

さらに、馬場の普選論が「民主主義普選論」であったとしても、それがジャーナリズム論にまで延長されず、上からの「民衆の指導者」としての新聞という蘇峰の論理を正面から批判していなかったのである。この時期の馬場が、ジャーナリズムを直接論じた論文等は見出せなかつたし、社内において彼が蘇峰の新聞論を批判した資料もない。馬場は、前述の通り蘇峰が自分達の編集に干渉しなかつたという側面を強調している。しかし、それを裏返して言えば、馬場達

が蘇峰の新聞論を殊更に批判しなかったということであろう。馬場の「改造」論は政治・社会の「改造」を盛んに論じたが、自らの足下のジャーナリズムの「改造」には及ばなかったのである。恐らく、彼はジャーナリズム論を取りあえず棚上げにして、「国民新聞」言論を指導し、「改造」を論じたのである。それが「人民の力」といった新しい言葉に満ちていたとしても、蘇峰の上からの「民衆指導者」という論理を覆さない以上、蘇峰の許容範囲内にあったのである。

ともかくも、1920年(大正9年)以降になると、「国民新聞」の普選キャンペインは一層熱度を高めていった。1920年1月からは「普通選挙標語」を募集し、紙面に連日掲載していった。さらに、1920年2月原敬内閣が普通選挙法案審議中の衆議院を解散するや、蘇峰は直ちに「此際国家的見地ヨリ普選案ヲ提テ天下ニ呼号スル事(中略)普選案ハ皇室中心主義ニ取りテ唯一ノ進路タル事ヲ明歴々ニ國民ニ徹底セシムル事」という指示を社員に発し、普選論を一層強化するよう命じている。⁽⁴²⁾ 実際、それ以後普選の実現まで「国民新聞」はますます熱烈に普選促進を主張していったのである。

4

このように「国民新聞」は「平民主義の旺盛」状況への有効な対策として普通選挙実行を先取り的に提示していったが、蘇峰にとって新聞が「民衆の指導者」としての資格を保持するには、それだけでなく前述の通り、「一人でも多くの読者を得たい、一枚でも多くを売りたいと云ふ考え」を自制することが必要であった。こうした新聞の営利性こそが「動もすれば群衆心理に制せられ、却て其の偏僻に迎合し、其の害悪を助長する」原因であったからである。しかし、蘇峰も「熟ら世界に於ける言論界の趨勢を見れば、政党政派が言論機関を専断したる時期は、既に去りて、今や資本家の手に帰せんとしつつあり」と、新聞の資本主義的企業化がいかんともなし難い趨勢であることは認めていた。しかし、「吾人は此の趨勢に向て何等の愚痴を滾さざる可し。然も言論機関の為めに慟哭せざらんとするも能はざる也」と述べている通り、その趨勢は慨嘆すべきものであり、自らの同調は認めようとしなかった。⁽⁴³⁾ 社会の「平民化」には対応するが、資本主義的企業化には抵抗しようとしたのである。

彼は、ことあるごとに読者や社員に対して国民新聞社が他の新聞社とは異なる

り、決して「営利事業」ではないと主張していた。「我が国民新聞社は、三十年前、一介の書生が徒手空拳にて、創設したものにして(中略)若し強ひて変化ありとせば、若書生が老書生となりしのみ」と創刊時の「書生」精神の維持・再生を強調⁽⁴⁴⁾し、新聞社の営業的競争の中で「資本家繁昌の世界」を痛切に認識すればするほど、「老書生」であることに自己の存在証明を求めていくことになったのである。そして、「我が堂々たる日本帝国の中に於て、一つ位は貧乏者の作った新聞の存在し得ないこともなからう。一つ位は資本主義でない新聞の存在もあり得る事であらうと思ふのであります」と、「国民新聞」を「資本主義でない新聞」と自認⁽⁴⁵⁾していた。

しかし、「新聞が営利事業でないからとて、収益を無視せよとは申しませぬ」のであるから、「収益のみに没頭し、新聞本来の目的を滅却するの愚も折ぶ所なき」とされながらも収益をあげるための販売・広告等の営業活動は当然承認していた。実際、蘇峰が広告部長の尾間明に事細かい指示を与えた書簡が多数残っており、経営者としての蘇峰が広告や販売の動向に多大の関心をはらっていたことが窺える。

しかも、国民新聞社は、日露戦争後「数の波に乗せて見度い」と社会の「平民化」傾向に対応する部数拡大の経営路線を選択していた。「近世日本国民史」の連載、国民教育の奨励など蘇峰の思想への共鳴は他紙には見られない読者との有力なパイプではあったが、基本的には紙面の通俗化や購読料値引を利用して販売拡張によって読者開拓をはかっていたのである。その点では、他の「営利事業」新聞の経営拡大路線と大差はなかった。そこには、非常に大きなディレンマが存在したのである。

蘇峰の個人所有という経営形態の新聞社が、朝日新聞社や毎日新聞社などと量的拡大を競えば、結局資本の乏しさによって劣勢となるのは避けられない。蘇峰は、「我が社不肖なりと雖も、金こそは彼等に負けて居るけれども、其の他の事に於て別に彼等に一步も譲る所はないのである」と強弁していたが、社員に要求するのは「事業方面に就ても吾々は充分勉強して行かねばならぬ」ということであった。それは、「極言スレハ本社経営方針ニヨリテ編輯方針ヲ定ムル事」ということになるのである。その結果、「営利事業」でない新聞が、資本の乏し

さのために時に「資本新聞」よりも露骨な営業性を紙面に表出するという皮肉な結果になってしまう。

そうした営業努力にもかかわらず国民新聞社の販売収入・広告収入は伸び悩み、経営は大正中期頃から次第に苦しくなっていったと推定できる。⁽⁴⁸⁾ 1919(大正8)年、蘇峰が病後の静養中、中野正剛が訪ね国民新聞社買収を持ち掛けたが、⁽⁴⁹⁾ 蘇峰は断ったという挿話が伝えられている。これは、この時期の国民新聞社の経営不振が外部のものには歴然としていたことを示しているだろう。

「民衆の指導者」を任じた「国民新聞」は、「資本家繁昌の世界」の大勢に抗して「資本主義でない新聞」を目指したが、反面では「民衆化」に乗じて量的拡大路線をとっていたために「資本主義の新聞」との競争に巻き込まれ経営的劣勢に追込まれていった。次第に、「民衆の指導者」の経営基盤は脆弱化しつつあったのである。

5

1919(大正8)年7月大正期の新聞界をゆるがした新聞印刷工労働組合「革進会」の争議が発生した。これは、東京日日新聞社の争議に端を発したもので、印刷工の要求は基本的に賃上げと8時間制にあった。東京日日新聞社では一旦妥協が成立したが、他新聞社も同様な問題を抱えていたため、争議は革進会の指導もあって直ちに各社に波及し、東京新聞界全体を巻き込む大争議となったのである。⁽⁵⁰⁾ 国民新聞社においても、印刷工が要求を提出したとされるが、具体的な要求項目は不明である。恐らく、他社と同様賃上げと労働時間短縮であったと見られる。

争議の背景には、第一次大戦後の労働組合運動の高まり、国外・国内での8時間労働制論議、新聞印刷工の低賃金等があげられる。当時の新聞印刷工の賃金は、国民新聞社の場合、植字工最低31円50銭、文選工最低28円50銭、植字工残業11円、文選工残業9円であったとされる。⁽⁵¹⁾ こうした賃金水準は、各新聞社ほとんど大差がなく、他業同職種と比較すれば低賃金であった。また、労働時間は平均して一日12時間ないし14時間という状態であった。ともかくこの争議において、多くの新聞社は紙面で展開していた労働運動同情論、「改造」論を自らの問題として試されることになったばかりでなく、当時の新聞社が抱

えていた様々な矛盾が一挙に顕在化することになったのである。

7月24日頃から各新聞社で印刷工の要求が提出されるや、東京各新聞の経営者は連合して革進会に対抗することとなった。その過程で錯綜した経緯があつたものの、最終的には7月31日に東京都下16新聞社は新聞連盟を組織し、「連盟新聞社ハ大正八年八月一日以後全部休刊スルコト」「同盟罷工ニ対シテハ當該新聞社ニ於テ直チニ之ヲ解雇スルコト」などを骨子とする協定を結んだ。⁽⁵²⁾これは翌日実行され、東京都下新聞社は一斉に休刊し、罷工参加者全員に解雇通知を郵送した。新聞経営者の争議対抗戦術のために、新聞が発行されないと異常な事態となったのである。こうした経営者の強硬態度によって革進会側はほぼ全面的に敗北し、争議は終了した。新聞休刊は、8月4日発行の夕刊(5日付け)をもって解除されたが、東京各新聞は、争議の経過・印刷工の要求に関してはほとんど報道せず、逆に休刊の責任を「印刷工ないしく革進会」に転嫁させた。休刊について「自己批判らしきものをのべている唯一のものは、8月6日付報知夕刊の「新聞社の自覚」と題する「評壇」のみであった」という。⁽⁵³⁾国民新聞社の場合、8月5日発行朝刊に「今回都下各新聞休刊事件を惹起し我が国民新聞亦た四日間休刊の己むなきに立到り読者諸君平生の期待に背き候段洵に遺憾の至に堪へず、茲に謹んで読者諸君の諒恕を仰ぎ候」という「謝告」を掲載したのが、この争議に関する唯一の記事である。ここには、印刷工に休刊の責任を押し付ける文言はないものの、一方的に新聞を休刊した理由の説明や自己批判はまったくない。

この争議を特徴づけるのは、新聞経営者の共同行動と強硬態度である。日頃は弱肉強食のルールなき販売・広告競争をおこなっていた新聞経営者も、労働運動対策となると一致団結し、罷工参加者解雇・新聞休刊という強圧策をとつたのである。国民新聞社も新聞連盟に参加し、他新聞社と同一行動をとった。この間、蘇峰は築地林病院に病気入院中であり、阿部充家副社長が中心となって争議に対応したと推定されるが、新聞連盟協定の署名は徳富蘇峰となっており、国民新聞社の行動が蘇峰の指示によっていたことは確かであろう。

こうした新聞社の行動は、日頃の言論・報道内容と実際行動との矛盾を暴露した。それは新聞連盟に参加した新聞すべてに言えることであり、国民新聞社

も例外ではなかったのである。第一に、多くの新聞が時流に乗って唱えていた労働運動同情論、「改造」論は新聞社自身の行動によってまったく裏切られたのである。大庭柯公は、「紡績会社の同盟罷工、炭鉱の同盟罷業の場合には、戦々に罷業を正当とし、職工側に同情をしながら、それが一旦新聞社に及んだ時に、手の裏を翻すやうに、遽かに所謂資本家的態度を丸る出しにして憚かる所のないことはそれは天下の言論機関たる新聞紙が、人を欺き世を欺き、兼ねて己れを欺くものである」と真っ向から新聞社に批判を加えている。⁽⁵⁴⁾ 新聞争議が発生した時、「国民新聞」は折しも馬場恒吾の「改造第一步」を連載している最中であったし、争議直前には「労働者自身の地位向上の欲求は、時間短縮、賃金値上の二大綱目として現はれ来るべきは、当然也、必然也」と説いていた。また、革進会が結成された時には、「吾人は此会の消長を、直に我が労働運動のバロメーターと做して、その健全正常なる発達を祈ること切なり」と社説で好意的に論じていたのである。⁽⁵⁵⁾ ところが、革進会が実際に行動を起こすや、国民新聞社は他紙とともに弾圧を加え、自らの言論を行動によって覆してしまったのである。

第二に、新聞が「公益事業」を自認しながら、争議対策として一方的に新聞を休刊し、公益性を顧みることなかったことである。この点は、休刊に最後まで反対した新聞経営者もあり、論議の分かれたところだが、蘇峰は常に「国民新聞」の「公益事業」性を強調しながら、公益性を放棄し一方的に新聞を休刊したことの責任について読者に弁明することはなかった。この点でも、国民新聞社は「資本主義の新聞」と同一行動をとっていたのである。

第三には、印刷工の運動に対して、新聞記者が同じ被雇用者でありながらまったく同情的言論や行動を示さなかったことである。これについては、新聞経営者が印刷工罷業の新聞記者への波及に警戒し、印刷工に同情を寄せたり声援を送った新聞記者は直ちに退社処分を行い、退社者は今後も入社させないことを16新聞社が協定し、事前に鎮圧したという説もある。⁽⁵⁶⁾ この真偽はともかく、当時多くの雑誌が特集のテーマに新聞休刊問題を取り上げたにもかかわらず、現役の新聞記者で寄稿したものはごく少数である。⁽⁵⁷⁾ 爭議を正面から論じた少数派記者の一人であった桐生悠々は、日頃労働組合の必要性を論じている記者が自社の経営者の革進会弾圧に沈黙していることに慨嘆し、「新聞記者が頑冥にして

利己的な此種の経営主によって其主張を無視されたることを憤慨して、同盟罷工を敢てしたとの報には接しない。否、個人的に其職を辞したるものすらも、未だ発見しない。新聞紙の権威は茲に二重に失墜し、而して新聞紙は茲に二重の自殺を遂げたものと云はねばならぬ」と新聞記者の不甲斐ない行動が新聞ジャーナリズムの自殺行為であることを論じていた。こうした事情は、国民新聞社でも同様で、争議前には前述の如く革進会同情論を書いた記者がいたにもかかわらず、経営者を批判する行動をとった者はいなかったのである。

このように、新聞争議において、新聞ジャーナリズムは自らの唱えていた論理をほとんど実行せず、自己の言論を自ら扼殺した。それは、「新聞紙が純営利事業であることを自ら証拠立てたること」と言われ、「資本家的新聞」という主題が大きく浮上してきたのである。「資本家的新聞」批判は、既に述べてきた通り、徳富蘇峰の年来の主張であった。しかし、今や問題となっている新聞の「純営利事業」性は、蘇峰が批判していた如く民衆の「偏僻に迎合」することではなく、民衆の運動への抑圧であった。そして、「営利事業」でないはずの国民新聞社は、争議において「資本家的新聞」と同一行動をとり、争議鎮圧・新聞休刊に回った。それは、自らの営利事業性を証拠立てたとも言えるのである。徳富蘇峰という資本家とは言い難い人物が経営にあたっているものの、国民新聞社経営の論理は事実上「資本家的新聞」と同一であり、蘇峰の主張していた非営利的な「民衆の指導者」としての新聞は、その内部構造において破綻を示し始めていた。

そして、蘇峰とは逆の立場から「資本的企業」としての新聞を批判する議論が登場してきた。⁽⁶²⁾櫛田民蔵は、「今日の新聞其のものは、一面からは商品であるが、他の一面からは、有力な民衆教育の機関である。(中略)然るに、今日に於ては、新聞の商品性のみが発達し、その教育的機能は、却って鈍くなり、少なくとも其魂が無くなりつつある」と蘇峰と近似しているとも言える議論を展開した。⁽⁶³⁾しかし、櫛田の論理は、そこから「今や我国の民衆は、嘗て資本家に依って奪はれた民衆の機関を彼等より奪還すべき時が來た。何人か立つてこの絶好の機会に真に民衆の味方たる労働新聞を作れ」と、「民衆の機関」設立に向かったのである。それは、上からの「民衆の指導者」論とは正反対に位置する新聞像である。

これまでの新聞とは全く別のところに「民衆の味方たる労働新聞」発刊を提示した櫛田に対し、既成の新聞の内部変革を構想したのが、大庭柯公である。大庭柯公が提唱したのは、「新聞紙の民衆化」である。彼の言う「新聞紙の民衆化」とは、新聞の多数読者への普及という意味だけでなく、「新聞がもつと民衆に接近して、民衆の必需品になると云ふことを標準にして作られなければならない」というものである。⁽⁶⁴⁾ そのために提唱したのが、一つは新聞記者組合であり、また一つに「民衆の方からも新聞に接触して行くことであった。民衆からの新聞接触として具体的にあげられているのは投書・寄書などであり、記者組合とともに彼の構想は未成熟であったが、大正期の民本主義を自らの活動の基盤であるジャーナリズム論として展開した数少ない試みとして重要である。

かつて蘇峰も新聞の「民衆化」を論じたが、いまや上から「民衆の指導者」という新聞像に代わり、櫛田にしろ大庭にしろ具体的な新聞像は未だ曖昧であるものの民衆の新聞という方向を探ろうとしているのである。

6

このように、争議において国民新聞社は、「資本家的新聞」と同一歩調をとったのであるが、蘇峰自身は国民新聞社を「資本家的新聞」と認めたわけではなかった。寧ろ、一層「公益事業」性を強調することとなったのである。

入院中の蘇峰は、争議に敗北した印刷工に対し、8月4日付けで「工場の諸君に告ぐ」と題する文書を発し、争議に対する自己の見解を表明した。⁽⁶⁵⁾ そこで、彼は新聞は「一個の営業でなく、公益事業と信ずるものであります」と年来の新聞論を再確認し、「右の次第でありますれば、新聞事業を以て、資本家対労働者の関係とするは、全く検討違ひと思ひます。少なくとも吾社に限りては、斯る関係のものではありませんぬ」と主張した。さらに、「資本家対労働者」関係を否定した蘇峰は、「工場の諸君に対し、諸君の人格を敬重し、諸君を以て我が戮協者と認識し居る事は、今更ら斯く明言するを以て、寧ろ自ら余りに水臭き申分であると愧づる程」と、印刷工を説得した。あくまでも国民新聞社を「資本主義でない新聞」とし、印刷工を「我が戮協者」と規定したのである。しかし、印刷工の要求したのは、賃上げ・労働時間短縮等の労働条件改善であった。これに対しては、「収益のみを主として分配を忘ることと、分配のみを主と

して収益を忘ることとは、何れも新聞を賊する者と申さねばなりませぬ。更うに一步を踏み込みて申せば、収益ありての分配で若し分配にのみ没頭して、収益を皆無にするがごときあらば、それこそ新聞自滅の妙策と申すよりは他ありますまい」と主張している。一応、収益と分配の両立を説いているが、最終的には「一步踏み込み」「収益ありての分配」を強調しているのである。要するに、労働条件改善要求にはわずかしか応じられないということであろう。実際、国民新聞社の賃上げはほとんど他紙並であった。⁽⁶⁶⁾ ともかく、自らも含めた新聞経営者の強圧が革進会を敗北に追込んだ事実を前提にしたうえで、蘇峰はこのような主張を展開していたのである。

「資本主義でない新聞」は蘇峰の自論であるが、それは印刷工の低賃金の上に成立していたことが争議によって露呈された。しかし、印刷工の労働条件改善要求が起るや、「資本主義の新聞」と一致団結して印刷工を鎮圧し、その上で印刷工を「我が戮協者」と呼び、「分配にのみ没頭して、収益を皆無にする」ことはできないと主張したのである。「資本主義でない新聞」という蘇峰の新聞論は、実際行動では「資本家対労働者」という論理を貫徹することによって支えられていたのである。蘇峰が意識していたと否とにかくわらず、彼の自己矛盾は深まつていったと言わざるをえない。印刷工に対する「我が戮協者」という規定は、「公益事業」としての新聞社の社員関係と主張されているが、寧ろ「資本主義の新聞」の巧妙な労務政策という色彩を帯びてきたとも言える。

1919年争議によって事実上壊滅した革進会にかわり、印刷工組合として正進会が組織されたが、国民新聞社印刷工には会員がごく僅かで影響はほとんど及んでいなかった。⁽⁶⁷⁾ これは、国民新聞社の「我が戮協者」的な労務政策の成果と解せられなくもない。その結果、1920年に再発した争議では、国民新聞社への波及はほとんどなかったとされる。しかし、この時も国民新聞社は、新聞連盟には参加し、共同して争議を押さえ込む行動をとっていた。新聞経営者の利害の保持という点では、きわめて熱心であったのである。

以上述べてきた通り、明治末期から顕著になってきた社会の「民衆的傾向」に対し、徳富蘇峰は非営業的な上からの「民衆の指導者」という新聞像を提示し、「国民新聞」において実践していこうとした。それは普通選挙論の提唱という点

では指導的役割を果たしたもの、量的拡大路線をとっていたため営業的競争に巻き込まれ経営的には次第に苦境に陥っていった。しかも、自らの足下で起きた新聞争議では、「資本主義の新聞」と同盟して労働者を弾圧するという行動をとった。非営業的な上からの「民衆の指導者」という新聞像は、破綻し始めたのである。新聞争議の過程が露呈させたのは、タテマエとしての「公益事業」性と事実としての営利事業性という二重構造である。しかし、そうした二重構造は多くの営業的新聞がとっているものであり、その点では国民新聞者は営業的新聞と同列ということになり、しかもたんに弱体な営業的新聞ということになってしまふ。事実として進行しているのが、そのような過程であるとしても蘇峰は決してそれを認めることはできなかった。あくまでも「公益事業」としての新聞を強調し続けたのである。しかし、蘇峰が「公益事業」を強調しようとも、他方では営業活動督办を中止できなかったのであるから、実質的には二重構造の使い分けというディレンマから免れることはできなかったのである。

一方、この時期、国民新聞社内の「改造」派として社論に重要な役割を果たした馬場恒吾は、新聞争議においても、沈黙を守った。彼の唱えていた労働運動への同情論が、国民新聞社自身の行動によって裏切られていくのを見過ごしたのである。そして、争議後も新聞紙面では相変わらず労働運動への理解を示す言論活動を展開していた。国民新聞退社後の文章であるが、馬場は新聞の階級性論への反論として彼のジャーナリズム論を次のように述べている。「私としてはさう簡単に新聞の階級性を片付ける事に反対である。(中略)明らかに資本家に反対せぬからと云つて、必ずしも資本家を擁護することのみを以て使命としてゐるとは云へぬ。新聞は資本がなければ発行出来ぬ。新聞記者は資本家から給料を貰はなければ生活して行けぬ。併し、それだからと云つて、新聞記者は資本家ではない。資本家よりも大抵縁の遠い社会的地位に居る。故に其れが書く文字は何うあらうとも、其文字の発散する氛囲気は矢張彼等自身の氛囲気である。其結果資本主義の新聞でも民衆的の役目を遂げうる」⁽⁶⁸⁾。彼の立場からすれば、新聞を経営しているのが資本家であるとしても、新聞記者は資本家でないから実質的に「民衆的の役目」を果たし得るのである。恐らく、国民新聞社時代も、このように考えていたのであろう。いわば、蘇峰の「皇室中心主義」と印

刷工の争議を棚上げにしたうえで、「改造」論を展開したのである。言論の内容が「民衆的」のものであれば、社会的には「民衆の役目」を果たし得るというのである。しかし、逆に言えば、新聞記者が資本家でないとしても、「民衆的役目」を果たし得るとはかぎらないし、「民衆的」言辞を上から説いたとしても「民衆的役目」を果たしているとはかぎらないのである。いずれにせよ、「民衆的役目」を果たすために、「民衆的」ジャーナリズムを提唱していた櫛田や大庭からみれば、馬場は後退した位置にいた。

国民新聞社内からは、蘇峰の新聞像を正面から批判する動きは表れてこなかったのである。蘇峰は、自らの新聞像の矛盾を深めながらも、外面だけは維持し、大正末期を迎えることになった。

[注]

- (1) 丸山幹治「民衆的傾向と政党」「日本及日本人」1913(大正2)年1月1日号。
- (2) 「民衆芸術」論争については、石川弘義「エリートにあらわれた民衆のイメージ」、南博編『大正文化』(1965年 効草書房)参照。また、『近代文学評論大系・四』(1971年 角川書店)に主な文献が収録されている。
- (3) かつての「平民政義」は、その担い手としての「中等階級」論と堅く結びついた概念であった。ここでは、蘇峰の思想そのものの分析には立ち入らないが、「平民政義」の意味の変化は蘇峰の思想にとって重要な問題である。
- (4) 「社会の平凡化」『蘇峰文選』(1915年 民友社)所収。
- (5) 「大樹將軍」1905年12月、『蘇峰文選』所収。
- (6) 『蘇峰自伝』(1935年 中央公論社)389ページ。
- (7) 「人気一新」「国民新聞」1905年1月6日。
- (8) 「奇異の現象」「国民新聞」1905年1月11日。
- (9) 「平民政義と今後の政治」「中央公論」1908年3月号。ただし、ここで言っている「帝国主義」とは、マルクス主義の「帝国主義」と異なるのは無論である。蘇峰の「帝国主義」論については、『蘇峰文選』所収の「帝国主義の真意」等を参照。
- (10) 蘇峰生「精神的瓦解」「国民新聞」1912年12月29日。彼は、大逆事件に対しても、「吾人は必ずしも所謂危険思想を目して危険ならずと云はず。されど更に大なる危険は、寧ろ此の人心の潰滅にありと信ず」と、「危険思想」鎮圧より「人心」の変化を重視していた(蘇峰生「危険思想」「国民新聞」1911(明治44)年4月16日)。
- (11) 徳富猪一郎『時務一家言』(1914年 民友社)。
- (12) 「閣臣の責任を問ふ」(8月15日)「社会の危機」(8月16日)「君徳の発揚」8

月 17 日)「先決問題」(8 月 18 日)。これら社説は無署名であるが、連載の翌日 8 月 19 日紙上に、不恤緯生「蘇峰学人最近の政論を読む」という投書が掲載されている。この投書では、4 回連載論説が蘇峰の執筆であることは自明の前提とされており、こうした投書を掲載したこと自体、国民新聞社が蘇峰の執筆であることを認めたことであろう。

- (13) 蘇峰学人「序文」『新聞』(1916 年 民友社)。
- (14) 『蘇峰自伝』405 ページ以下参照。また、拙稿『明治期における国民新聞と徳富蘇峰・国民新聞復刻版解説』(1988 年 日本図書センター)及び「日露戦後における国民新聞の転換」桃山学院大学「総合研究所報」第 6 卷 2 号参照。
- (15) 前掲蘇峰学人「序文」。
- (16) 前掲蘇峰学人「序文」。
- (17) 徳富蘇峰「新聞界の大勢と新聞記者の天職」「新時代」1918 年 7 月号。
- (18) 「輿論(二)」「国民新聞」1911 年 9 月 14 日。
- (19) 『時務一家言』458 ページ。
- (20) 前掲「新聞界の大勢と新聞記者の天職」。
- (21) 前掲「新聞界の大勢と新聞記者の天職」。
- (22) 前掲「君徳の発揚」。
- (23) 明治期の普通選挙運動については、松尾尊允『大正デモクラシーの研究』(1966 年 青木書店)参照。
- (24) 「選挙法」「国民新聞」1910 年 2 月 16 日。
- (25) 「選挙権の拡張」「国民新聞」1911 年 12 月 6 日。
- (26) 『時務一家言』456 ページ。
- (27) この時期の万朝報については、拙稿「大正初期の国民自覚論」「新聞学評論」第 21 号参照。
- (28) 蘇峰生「大勢」「国民新聞」1914 年 4 月 5 日。
- (29) 1918 年 11 月 19 日「平等の叫び」。これは二面掲載の短文社説であるが、同日の三面掲載の社説では、「選挙法問題」と題し、選挙区制の問題を論じており、普選論は表面に出でていない。
- (30) 中島氣嶽「選挙或問・七」「国民新聞」1918 年 12 月 13 日。
- (31) 上杉慎吉「普通選挙論」「国民新聞」1919 年 2 月 4 日、黒須龍太郎「普通選挙論」「国民新聞」1919 年 2 月 17 日。
- (32) 「普通選挙」「国民新聞」1919 年 2 月 18 日。
- (33) 馬場が編集局長に就任したのは、1919 年秋とみられる。岡田狐煙「国民十五年間の略史」は、「大正八年の秋宮島編輯局長が台灣日日の主筆に転じた為め馬場恒吾氏が新に編輯局長の椅子に着く事となった」と記している(『新聞及新聞記者』1926 年 10 月 15 日号)。ただし、馬場恒吾自身は後掲の「徳富蘇峰論」で大正 9 年頃から編集局長であったと述べている。
- (34) 「改造の叫び」(6 月 21 日～7 月 8 日)、「改造第一步」(7 月 24 日～8 月 9 日)は、『改造の叫び』として 1919 年 9 月に民友社から出版。「普通選挙」(9 月 16 日～10 月 4 日)、「労働問題」(11 月 19 日～12 月 5 日)は、『労働問題と普通

- 選挙』として同じく民友社から出版。
- (35) 改造同盟については、「東京朝日新聞」1919年8月19日、「国民新聞」8月21日等参照。また満川亀太郎『三国干渉以後』等にも記述がある。
- (36) 本稿では、馬場恒吾の思想分析は目的でなく、馬場の思想については深入りしない。馬場恒吾の思想については、和田守「ある大正デモクラットの民衆政治論とファシズムへの抵抗—馬場恒吾の言論活動を通して」日本政治学会編『日本政治学会年報・近代日本の国家像』(1982年)参照。
- (37) 蘇峰「国民新聞壱万号」「国民新聞」1919年12月6日～8日。『民友社思想文学叢書』第1巻にも収録されている。
- (38) 馬場恒吾「徳富蘇峰論」「現代人物評論」(1930年 中央公論社)191ページ。
- (39) 和田守、有山輝雄編『民友社思想文学叢書』第一巻(1986年 三一書房)257ページ。
- (40) 『改造の叫び』(1919年 民友社)3ページ。
- (41) 馬場恒吾「改造第一步(十)人民の力」「国民新聞」1919年8月7日。
- (42) 蘇峰「普選促進に関する指示」『民友社思想文学叢書』別巻228ページ。
- (43) 前掲「国民新聞壱万号」。
- (44) 前掲「国民新聞壱万号」。
- (45) 「国民新聞社各地支局長会議に於ける徳富社長演説」前掲『民友社思想文学叢書』第一巻所収 282ページ。
- (46) 前掲「国民新聞社各地支局会議に於ける徳富社長演説」。
- (47) 編輯局幹部宛徳富蘇峰書簡大正6年4月28日、前掲『民友社思想文学叢書』別巻218ページ。
- (48) 拙稿「大正期における『国民新聞』と徳富蘇峰」「成城文芸」第119号(1987年5月)参照。
- (49) 徳富蘇峰「予は何故に国民新聞を去りたる乎」『新聞記者と新聞』(1929年 民友社)150ページ。ただし、蘇峰は、この挿話に続けて「大正二年第二焼打以来新聞は儲かりはしなかつたが、自給自足でやつて行けたのであります」と、述べている。しかし、これは様々な兆候から見て疑問である。
- (50) 以下の新聞争議に関する記述は、主として内川芳美「1919, 20年の新聞争議」「東京大学新聞研究所紀要」第8号(1959年)～9号(1960年)、水沼辰夫「明治・大正期自立的労働運動の足跡—印刷工組合を軸として」(1979年 J C A 出版)によった。特に内川論文に学ぶところが大きい。
- (51) 結城礼一郎「新聞同盟休刊のあった後」「新聞研究」1919年11月5日号(第一巻第四号)。
- (52) 前掲内川芳美「1919, 20年の新聞争議—その1」。
- (53) 前掲内川芳美「1919, 20年の新聞争議—その1」。
- (54) 大庭柯公「新聞紙の連合休刊」「日本及日本人」1919年8月15日。
- (55) 「賃金値上」「国民新聞」1919年7月26日。
- (56) 「労働第一団体」「国民新聞」1919年7月27日。

- (57) 例えば、戸田海市は、「新聞は公益事業で有て普通の利益事業とは違う。(中略)一日も休刊するを許さぬ新聞紙が一斉に同盟休刊したのは、不法行為ではあるまいか」と述べている(「改造」1919年9月号)。
- (58) 前掲大庭柯公「新聞紙の連合休刊」。
- (59) 筆者の調査した範囲では、読売新聞の大庭柯公の前掲論文、新愛知の桐生悠々「新聞職工の同盟罷工と新聞財政の改造」「改造」1919年9月号だけであった。ただし、「改造」の同号は発売禁止となった。
- (60) 桐生悠々「新聞職工の同盟罷工と新聞財政の改造」。こうした桐生の主張は、乃木希典殉死問題をめぐる信濃毎日新聞退社、その後の新愛知退社、再度の信濃毎日新聞退社という彼の軌跡を考えるうえで重要である。
- (61) 前掲大庭柯公「新聞紙の連合休刊」。
- (62) この時期のジャーナリズム論に関しては、香内三郎「長谷川「新聞」理論における「倒立」の構造」「季刊ジャーナリズム論史研究」第一号(1975年)を参照。
- (63) 櫛田民蔵「新聞紙の自殺」「我等」1919年9月号。また、大山郁夫も資本主義経営のもとでは、新聞が「社会教育機関」として機能し得なくなっていることを論じている(大山郁夫「新聞紙と社会教育」「我等」1919年11月号)。
- (64) この時期の大庭柯公の新聞論は、「新聞紙の民衆化」「黎明講演集」第二輯(1919年3月)今井清一編『近代日本思想大系・大正思想Ⅰ』(1978年筑摩書房)所収、「記者組合組織の促進」「中央公論」1919年2月号、「新聞記者組合の精神と実行」「改造」1919年4月号参照。
- (65) 「蘇峰 徳富先生述「工場の諸君に告ぐ」」前掲『民友社思想文学叢書』別巻225ページ。
- (66) 前掲結城礼一郎「新聞休刊のあった後」による。
- (67) 前掲内川芳美「1919, 20年新聞争議—その2」による。
- (68) 馬場恒吾「新しい新聞は古い新聞から育つ」「新聞及新聞記者」1926年10月15日号。